

◎県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
(条例第1号)

1 題名を次のように改めることとした。(題名関係)

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例

2 ビラの作成の公営について定めることとした。(第6条関係)

3 ビラの作成の契約締結の届出について定めることとした。(第7条関係)

4 ビラの作成における公費の支払について定めることとした。(第8条関係)

5 施行期日

この条例は、平成19年3月22日から施行することとした。(附則関係)

◎障害者自立支援対策臨時特例基金条例(条例第2号)

1 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金を設置することとした。(第1条関係)

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)

3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)

4 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第4条関係)

5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)

6 その他基金に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第3号)

1 道路法第32条第1項第7号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設に、新たに自転車等駐車器具が加えられたことに伴い、その占用料の額を定めることとした。(別表関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)